

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和7年1月10日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和7年1月6日（月）午後2時30分～3時 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

健康課：竹内課長、山田主任保健師

3 件名

路上等における受動喫煙防止について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・健康増進法上、路上等において配慮義務が定められているのにもかかわらず、条例上の配慮義務を重複して定める必要があるのか。  
 →今回の新規条例は、市としての理念を示すものであることや、法律上すべての場所において定められている義務を特に対応していただく場所として、道路や公園を明言したものとなる。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 健康子ども部健康課

件名	路上等における受動喫煙防止について																																						
内容	<p>7月18日に開催した第2回行政経営戦略会議後、パブリックコメントの実施を行うとともに、庁内で検討を進めてきた。新規制定予定の「路上における受動喫煙防止条例」と既存の「公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針」の位置づけで指針の内容が法律や条例の上位の位置づけとなることは問題があるのではないか等を整理するため、再度総務部及び都市建設部と調整を進めてきた。 その結果、下記のとおり方針を変更したので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(調整した結果の変更点)</p> <p>1 現在の受動喫煙防止対策に関する指針は、新規条例(案)の制定に合わせ廃止するが、その目的(受動喫煙による健康への悪影響を未然に排除)などは踏襲する。 2 新規条例(案)では、当初、喫煙禁止区域として駅前のロータリー、受動喫煙防止区域として市内の路上としていたが、新たに受動喫煙防止区域に市内の公園を加える。 3 罰則に関して、当初は一定の経過措置期間後に、重点区域内での違反行為に対して、ただちに過料に処することとしていたが、違反行為に対して指導に従わなかった場合に過料に処することとした。 上記1から3を踏まえ、白井市における受動喫煙防止対策は、健康増進法及び新たに制定する路上等における受動喫煙防止条例により推進する。</p>																																						
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>・大きな都市公園については、指針により「禁煙」という手法で「受動喫煙防止」を行ってきた。公園を「禁煙」から「受動喫煙防止」へ変更することにより、緩和されるように見えるのではないかと。 ⇒ 近年は、喫煙者の減少やマナー向上、火を使わず煙の少ない加熱式たばこの増加など、指針策定時よりも受動喫煙に対する問題は減少している。このような背景から、公園については、「受動喫煙防止に配慮」することで「禁煙」と同等にたばこを吸わない人に健康への悪影響がないと考えている。 一方、駅周辺については人流の量から喫煙禁止の対応が必要と考えている。 条例制定後、問題が発生するようであれば、条例改正を含め、再度検討を行う。 ・市役所に分煙施設を置かないことや、各センター敷地内全面禁煙については、これまで指針をよりどころとして実施してきた。廃止することは支障があるのではないかと。 ⇒指針廃止の際に市役所の分煙施設については当面の間、設置をしない旨等の方向性を併せて決裁でいただく予定としている。</p>																																						
今後のスケジュール	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 10%;">有無</th> <th style="width: 30%;">方法(時期)</th> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 10%;">有無</th> <th style="width: 30%;">方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>有</td> <td>3月議会</td> <td>報道発表</td> <td>有</td> <td>定例記者会見(3月議会)</td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>行政運営報告(1月)</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>有</td> <td colspan="4">パブリックコメント(1月中・下旬)</td> </tr> <tr> <td>報告書公表</td> <td colspan="5"> <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 ( 2月議案提出 まで)                 </td> </tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	有	3月議会	報道発表	有	定例記者会見(3月議会)	議会説明	有	行政運営報告(1月)	広報・HP等	有	随時	市民参加	有	パブリックコメント(1月中・下旬)				報告書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 ( 2月議案提出 まで)							
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																																		
条例規則	有	3月議会	報道発表	有	定例記者会見(3月議会)																																		
議会説明	有	行政運営報告(1月)	広報・HP等	有	随時																																		
市民参加	有	パブリックコメント(1月中・下旬)																																					
報告書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 ( 2月議案提出 まで)																																						
参考情報	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">案件提出事由</td> <td colspan="5">カ 各々が庁内全体で情報共有したい事項</td> </tr> <tr> <td>関係法令等</td> <td colspan="5">健康増進法</td> </tr> <tr> <td>関係課</td> <td colspan="5">環境課、都市計画課、公共施設マネジメント課、生涯学習課、総務課</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td colspan="5">千円 (うち特定財源 千円)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリー</td> <td>年代</td> <td>全ての年代</td> <td>場所</td> <td>市内全域</td> <td>目的</td> <td>健康・福祉</td> <td>手段</td> <td>その他</td> </tr> </table>						案件提出事由	カ 各々が庁内全体で情報共有したい事項					関係法令等	健康増進法					関係課	環境課、都市計画課、公共施設マネジメント課、生涯学習課、総務課					事業費	千円 (うち特定財源 千円)					カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段	その他
案件提出事由	カ 各々が庁内全体で情報共有したい事項																																						
関係法令等	健康増進法																																						
関係課	環境課、都市計画課、公共施設マネジメント課、生涯学習課、総務課																																						
事業費	千円 (うち特定財源 千円)																																						
カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段	その他																															

# 白井市の公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針

平成29年4月1日制定

令和6年4月1日改正

## 1 目的

この指針は、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の規定に基づき、多数の市民が利用する公共施設の受動喫煙防止対策を定め、受動喫煙による健康への悪影響を未然に排除し、もって、市民の健康の保持及び増進を図るとともに、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

## 2 指針に係る定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。
- (2) 敷地内全面禁煙 施設を構成する建物及び敷地において、喫煙を全面的に禁止することをいう。
- (3) 対象施設 市が所有又は管理する（指定管理者制度による管理を含む。）公共施設であって、別表に定める施設をいう。
- (4) 施設管理者 対象施設を所管する課等の長をいう。

## 3 基本的考え方

受動喫煙防止対策の基本的考え方は、「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日健発0225第2号厚生労働省健康局長通知）を踏まえ、次のとおりとする。

- (1) 対象施設においては、敷地内全面禁煙とする。
- (2) 子どもや妊産婦の利用が想定される対象施設については、敷地内全面禁煙実施前であっても、受動喫煙による心身の健康に及ぼす悪影響に十分配慮する。
- (3) 施設管理者は、この指針に基づき対象施設内の受動喫煙防止の徹底を図りながら、順次、敷地内全面禁煙に取り組み、平成31年度においてすべての対象施設で受動喫煙防止対策が講じられることを目指す。
- (4) 市民及び職員の喫煙率を低減していく措置を積極的に講ずる。

#### 4 受動喫煙防止対策の推進

- (1) 施設管理者は、受動喫煙による心身の健康に及ぼす悪影響を十分に認識し、この指針を周知・徹底し、利用者等に対し理解と協力を求める。
- (2) 職員は、この指針を遵守し、当該施設において実施している受動喫煙防止対策が維持されるよう努める。
- (3) 市民には、たばこの健康への悪影響や、禁煙を促す方法等について、さまざまな機会をとらえて普及啓発を行い、受動喫煙防止に取り組む機運を醸成していく。
- (4) 職員の禁煙サポート対策について、積極的に取り組む。

#### 5 実施時期

- (1) この指針は、平成29年4月1日から施行する。
- (2) この指針の施行の際、既に敷地内全面禁煙を実施している施設については、本指針に基づき引き続き取り組む。

## 別表

### 対象施設及び実施年度

施 設 名	実施年度
清水口保育園、南山保育園、桜台保育園	(実施済み)
市営駅前駐輪場	(実施済み)
市立小学校・中学校 (適応指導教室を含む。)	平成29年度
保健福祉センター	平成29年度
市庁舎	平成30年度
文化センター	平成30年度
西白井複合センター、白井駅前センター、公民センター、桜台センター、白井コミュニティセンター、学習等供用施設	平成30年度
老人福祉センター	平成30年度
農業センター	平成30年度
障害者支援センター	平成30年度
学校給食共同調理場	平成30年度
白井運動公園	平成30年度
白井市民プール	平成30年度
高齢者就労指導センター	平成31年度
白井総合公園、中木戸公園、南山公園、七次第一公園、白井木戸公園、十余一公園、七次第二公園、西白井コミュニティプラザ	平成31年度
富士公園	令和6年度

## 健康増進法・指針で規定している施設の種別と条例制定後の対応（案）

### 健康増進法の考え方

- ①望まない受動喫煙をなくす
- ②受動喫煙による健康影響の大きい子ども、患者に特に配慮
- ③施設の類型・場所ごとに対策を実施

### 健康増進法上の施設の類型

- 第一種施設（敷地内禁煙）：子どもや患者等に特に配慮（学校、病院、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎 特定屋外喫煙場所設置可能）…①
- 第二種施設（屋内禁煙、屋外受動喫煙防止）：多数の人が利用する施設のうち、上記以外の施設（事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送用事業船舶、鉄道、国会、裁判所等 個人自宅やホテルの客室など人の居住の用に供する場所は適用除外）…②
- ※庁舎等に設置する喫煙施設以外での受動喫煙防止は配慮義務を設定。…③
- ※従来の指針では公園の東屋や駐輪場等の建物を施設ととらえて指針に定めていた。

### 条例の目的

市民の**望まない受動喫煙を未然に防止**する。

位置付け	施設・場所	法律上の種別	施設ごとの対応				
			健康増進法			条例	
			①敷地内	②屋内	③受動喫煙配慮	④	⑤
白井市の公共施設における受動喫煙防止対策に関する指針で禁煙と定めている施設	公立保育園	第一種施設	◎				
	市立小学校・中学校（教育支援センターを含む）	第一種施設	◎				
	保健福祉センター	第一種施設	◎				
	市庁舎	第一種施設	◎				
	文化センター	第一種施設	◎				
	各センター（児童館あり）	第一種施設	◎				
	各センター（児童館なし）	第二種施設		◎	屋外○		
	老人福祉センター	第二種施設		◎	屋外○		
	農業センター	第二種施設		◎	屋外○		
	障害者支援センター	第一種施設	◎				
	学校給食共同調理場⇒現学校給食センター	第一種施設	◎				
	白井運動公園	第二種施設		◎	屋外○		
	白井市民プール	第二種施設		◎	屋外○		
	高齢者就労指導センター	第二種施設		◎	屋外○		
指針から条例へ移行するもの	都市公園の一部（白井総合公園、中木戸公園、南山公園、七次第一公園、白井木戸公園、十余一公園、七次第二公園、富士公園）	第一種・第二種に該当しない			○		○
	市営駅前駐輪場	第一種・第二種に該当しない			○	◎	
条例で新たに定めるもの	駅周辺の路上（私有地を除く）	第一種・第二種に該当しない			○	◎	
	市内の路上（私有地を除く）	第一種・第二種に該当しない			○		○
	指針で規定する公園以外（街区公園、近隣公園、地区公園、緑地、緑道、子供の遊び場）	第一種・第二種に該当しない			○		○

◎…喫煙禁止

○…受動喫煙防止配慮義務